

# 令和4年度内部統制評価報告書の概要

## ①内部統制の整備及び運用に関する事項

- 知事は、内部統制の制度及び運用に責任を有している
- 県は「愛媛県の内部統制に関する方針」に基づき、財務、公文書の管理、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている
- 内部統制には一定の限界があり、リスクの発現をゼロにすることはできない

## ②評価手続

- 評価対象期間：令和4年度      ○評価基準日：令和5年3月31日
- 総務省ガイドライン※1の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、内部統制の評価を実施

## ③評価結果

- 評価基準日において**有効に整備**、評価対象期間において**有効に運用**  
(重大な不備※2が存在する場合、有効に整備又は運用されていないと判断)

## ④不備の是正に関する事項

- なし (重大な不備※2については是正を行った場合、その内容を記載)

### 全庁的な内部統制の評価

- 総務省ガイドライン※1に掲げる28評価項目について評価
- ⇒「**重大な不備※2**」は認められなかった。  
(不備自体なし)

### 業務レベルの内部統制の評価

- 各所属が実施した自己評価結果(リスク評価シートの17,352項目)に基づき評価
- ⇒「**重大な不備※2**」は認められなかった。  
また、運用状況の延べ162項目において「**不備あり**」とされたが、全ての項目で改善に向けた取組みが確認できた。  
※主な不備ありの内容として、昨年度発生した公表、処分事案を掲載

※1 「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表)

※2 内部統制の不備のうち、県・県民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性の高いもの若しくは実際に生じさせたもの

## <参考>

### 内部統制とは

事故やミス等が発生するリスクを抑制するため、予め業務に組み込んで、組織的に管理(チェック)する仕組み

## 地方公共団体における内部統制制度

### 地方自治法改正により導入 (R2.4.1施行)

○都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備(その他の市町村長は努力義務)

○方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出

・内部統制に関する方針の策定・公表  
・内部統制体制の整備

・内部統制体制の運用

・**内部統制体制の評価**

・報告書に監査委員の意見を付して、議会に提出・公表

評価結果などを踏まえ、適宜見直し